

令和8年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業実施要領

(目的)

第1 県は、6次産業化にチャレンジする県内の農林漁業者の事業スタート時における取組みを加速させ、早期の事業化を図るとともに、地域の特色や素材の強みを生かした商品・サービスの開発や、他分野・他産業の事業者が連携した付加価値向上の取組みを促進するため、この要領に定めるところにより、6次産業化チャレンジ総合支援事業を実施する。

(事業実施主体)

第2 事業実施主体は、次の①～③のいずれかに該当する者で、自らの農林水産物を活用した新たな6次産業化商品・サービスの開発にチャレンジしようとする者とする。

- ① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農林水産物を営む農林漁業者
- ② ①に該当する農林漁業者を主要な構成メンバーとするグループ
- ③ 愛媛県内の農林水産物関係団体

(事業実施主体の要件)

第3 第2に該当する者については、次の①、②いずれかに該当し、③～⑥すべてを満たす者とする。

- ① 愛媛6次産業化（地域資源活用・地域連携）サポートセンターの支援を受けたことがある者
- ② 県、市町、金融機関、その他支援機関等により6次産業化に係る取組みのサポートを受けている者
- ③ ろくじすとクラブに登録している、もしくは登録する者
- ④ えひめ地域コンソーシアムの会員もしくは会員申込みする者
- ⑤ 提案した事業内容について他の補助金を重複して利用しない者
- ⑥ 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。）

(事業内容及び対象経費)

第4 本事業における事業内容及び対象経費は別表1のとおりとする。

(応募方法)

第5 事業実施主体は、本事業に応募するとき、別に定める愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業公募要領により、事業申込書に令和8年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業計画書（以下「事業計画書」という。）他、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(選考方法)

第6 補助金交付対象事業は、県の設置する審査会において、別表2で定める基準に基づく審査を経て適当と認められた時は事業採択者を決定し、知事は事業計画書を承認する。

2 審査会については、別に定める。

(事業の着手)

第7 事業の着手は、補助金交付決定に基づき行うものとする。

(事業の確認)

第8 知事は、この事業の実績について、書類及び必要に応じて現地調査等によって確認す

るものとする。

(6次産業化(地域資源活用・地域連携)プランナー等による支援)

第9 事業の円滑な実施に当たって、事業実施主体から支援を求められた場合、県は愛媛6次産業化(地域資源活用・地域連携)サポートセンターと連携し、支援対象者として認められれば、6次産業化(地域資源活用・地域連携)プランナー等の支援人材を派遣することができるものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月8日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。
- 3 令和9年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず同日後においても効力を有する。

別表1（第4関係）

【事業内容及び対象経費】

事業内容	対象経費
(1) 新商品等の開発 ・新商品・新サービスの開発に必要な試作品の製造や新サービスの実証 ・パッケージデザインの開発 ・成分分析等の検査 ・新商品・新サービスの開発に必要な調査・研究	・新商品等企画・実証・開発費 ・原材料・資材購入費 ・OEM製造委託費 ・パッケージデザイン開発費 ・成分分析等検査費 ・機器等のレンタル・リース料 ・講師謝金 ・調査・研究に要する旅費
(2) 機器等の購入 ・新商品・新サービスの開発に必要な機器等の購入	・機器等の購入費
(3) 販路開拓 ・展示会等への出展 ・商品紹介資料作成	・出展料 ・出展旅費 ・展示品輸送費 ・商品紹介資料作成費 ・消耗品費
(4) その他 ・6次産業化にチャレンジするために必要と認められる取組み	・必要と認められる経費

※(1)新商品等の開発は必須

別表2（第6関係）

【事業選考基準】

新規性	競合商品とオリジナリティについて
	新商品・新サービスの強みについて
将来性	ターゲット設定と販路、経営改善の見込みについて
	補助事業の効果（地域や市場への波及効果、県産品の知名度向上、他事業者等との連携、県その他施策との連携等）について
生産性	事業の遂行能力（生産体制、雇用、衛生管理）について
	補助期間終了後の事業の継続性について
費用対効果	事業成果を踏まえた経費の妥当性について
成果目標	成果目標の設定内容について
補助事業利用状況	利用回数及び事業内容について
その他	事業実施主体の経営規模等について
	事業スケジュールについて